

社会教育関係団体に対する補助金一覧（令和6年度分）

（単位：千円）

補助金の名称	補助の目的	補助の対象となる事項	補助対象となる社会教育関係団体	R6予算額	R5支出額		備考	担当課
					団体名	補助額		
PTCA連合会事業補助金	古賀市小・中学校PTCA連合会の連携を深め、学校、地域、家庭における児童、生徒の健全育成に寄与することを目的とする。	(1)講演会事業 (2)広報事業 (3)研修事業	古賀市小・中学校PTCA連合会	300	古賀市小・中学校PTCA連合会	49	補助対象経費の1/2 上限300,000円 対象経費は報償費、使用料及び賃借料、需用費、通信運搬費	生涯学習推進課
スポーツ大会出場補助金	大会への出場を促し、選手の技術を高めるとともに、スポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。	(1)国、地方公共団体、公益的法人等が主催、共催、又は後援するスポーツの全国又は国際大会であること。ただし、古賀市立中学校部活動大会参加補助金の交付対象となる場合やその他本市が行う他の補助事業等の交付対象となる場合を除く。 (2)地方予選を経て出場資格を取得した大会又は競技成績その他明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する大会であること	【個人】①～③をすべて満たす者 ①市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があること ②大会要項等に定められた登録選手であること ③次号に規定する団体の構成員として大会に出場するものでないこと 【団体】 大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があるもの	1,100	市内活動団体及び個人 個人 12人 団体 3件	470	【全国大会】 個人（1万円）、団体（10万円以内） 【国際大会】 個人（3万円）、団体（30万円以内） ※団体出場の場合は算定対象者は、登録選手及び監督等であって、市内に住所を有し、かつ、生活の拠点を有するもの。ただし監督等は2人以内とする。	生涯学習推進課
少年の船事業補助金	古賀市少年の船の会が実施する少年の船事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	少年の船事業（事前研修、本研修、事後研修）	古賀市少年の船の会	1,300	古賀市少年の船の会	1,300	補助金額は予算の範囲内で、旅費は補助対象経費の1/2、その他は補助対象経費の10/10 対象経費は、報償費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃借料、旅費（内部会議に係るものは除く。対象は参加スタッフに限る）	青少年育成課
青少年育成事業補助金	古賀市青少年育成市民会議が実施する青少年育成事業を支援することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成することを目的とする。	(1)青少年健全育成大会事業 (2)「青少年の主張」作文事業	古賀市青少年育成市民会議	200	古賀市青少年育成市民会議	200	補助金額は予算の範囲内で、補助対象経費の10/10 対象経費は、報償費、需用費（食糧費は除く）、役務費、使用料及び賃借料、旅費（内部会議に係るものは除く）	青少年育成課